（事業所税に関する経過措置）

第四条　新令第五十六条の五十七第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十五年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成二十五年前の年分の個人の事業及び平成二十五年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第五条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一号中「三月三十一日」を「一月一日」に改める。

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百八号

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月三十日

農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百六十六号」を「第百六十八号」に改め、同条に次の二号を加える。

百六十七　生物多様性保全回復施設整備交付金

百六十八　福島定住等緊急支援交付金

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百十号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第三項第一号ホ及び第八十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第七項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第八条第一項に規定する交付金の交付に要する費用に係る補助金の交付

第五十二条第一項第一号ロ中「第七号」を「第八号」に改め、同項第二号ロ中「第五十条第七項第八号及び第九号」を「第五十条第七項第九号及び第十号」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百十一号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第六十四条第一項及び第二百二十四条の五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「第八十条」を「第八十条第一項」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎